

都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和元年 5 月 23 日
東京都教育委員会

第 1 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

こうした中、教育職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

文部科学省は、平成 31 年 1 月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、ガイドラインを参考に「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定した。

その後、文部科学省は、令和元年 12 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第 72 号）を公布し、令和 2 年 1 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）第 7 条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 2 年文部科学省告示第 1 号。以下「指針」という。）を告示した。

ついで、都教育委員会は、指針に基づき、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（平成 7 年東京都条例第 45 号。以下「条例」という。）を改正し、同条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、方針を「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」と改称し、都立学校における教育職員のいわゆる「超勤 4 項目」以外の業務も含めて業務を行う時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

第 2 方針の対象者

本方針は、条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員（以下単に「教育職員」という。）のうち、都立学校の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36 協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

第3 在校等時間の上限時間

1 方針において対象となる在校等時間の考え方

学校における働き方改革を進めるために、条例や規則等では対象とはならない、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「在校等時間」の対象とする。

なお、在校等時間とは、在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間をいう。

2 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる基準の範囲内とする。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

3 特例的な扱い

上記2を原則としつつ、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合についての時間外在校等時間及び月数を次に掲げる基準の範囲内とする。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月

第4 在校等時間の把握

本方針の実施に当たって、校長は、教育職員の在校時間を出勤カードシステムにより客観的に日々計測し、校外の時間や土日、祝日などの校務についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により日々計測すること。

なお、当該計測結果は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、その管理及び保存を適切に行うこと。

また、都教育委員会は、月ごとに各学校の在校等時間を把握すること。

第5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、都教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得することを含めて教育職員の健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意しなければならないこと。

- (1) 在校等時間が一定時間を越えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
- (2) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息（勤務間インターバル）を確保すること。
- (3) 教育職員の勤務状況及びその健康状況に応じて、健康診断を実施すること。
- (4) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
- (5) 必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

第6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、都教育委員会及び校長は、都立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていく。

附 則

この方針は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。